

研究通信

No. 146 刊会局学部三
1986年10月 研究大
村落社会務塾 学隆
村事慶經高 應義濟山
港区三田2-15-45
TEL 03(453)4511

酒井恵真・白樺 久・小内 透
「山陰亞場農村における兼業化の進展と村落生活」

休憩 「四・四〇～一五・〇〇」

課題報告（報告五〇分・質疑一〇分）
「一五・〇〇～一六・〇〇」

西川善介 「近世の入会林野と村落」「岩本由輝

「本源的土地位所有とムラの土地利用秩序」
「一六・〇〇～一七・〇〇」

第一日（一月一〇日）午前九時三〇分開会

自由報告（報告四〇分・質疑一〇分）

「九・三〇～一〇・一〇」

佐藤直由・内田 司「牡鹿半島漁村における戦後の漁家

経営の状況」「一〇・一〇～一一・一〇」

春日文雄「土地整調期の沖縄農村構造」「二・一〇～二一・〇〇」

蘭 信三 「満州農業移民—戦後集団再入植開拓村におけるきずなと農民層分解」

昼 食 「一二・〇〇～一三・〇〇」
「一三・〇〇～一三・五〇」
北原 淳 「タイ農村の就業構造」「一三・五〇～一四・四〇」

第二日（一月一一日）午前九時開会

総会 「一七・一五～一八・〇〇」
懇親会 「一八・三〇～

特別報告
長谷川昭彦 「村落の変貌と土地利用秩序の展開」「一〇・〇〇～一〇・〇〇」

永田恵十郎 「過疎山村の明暗」「一〇・〇〇～一〇・〇〇」

休憩 「一一・一〇～一一・一五」
共同討議 「一一・一五～一二・〇〇」
昼 食 「一二・〇〇～一三・〇〇」
共同討議 「一二・〇〇～一五・〇〇」

以 上

第34回村落社会研究会大会 要項

1. 日 時 11月20日(木)午前～11月21日(金)午後
2. 会 場 ホテル 玉泉(ぎょくせん)
〒699-2 島根県八束郡玉湯町玉造(通称玉造温泉)
TEL 0852-62-021(代)
テレックス 6222-36
ファクシミリ 0852-62-1455
3. 会 費 大会参加費 2,000円
宿泊費 10,000円(1泊2食)
懇親会費 4,000円
昼食費 1,000円
4. 申込み 〒690 松江市西川津町1060
島根大学 法文学部 社会学研究室
原 宏
5. 大会事務 〒690 松江市西川津町1060
島根大学 法文学部 社会学研究室(係: 原 宏)
TEL 0852-2-7100(代) -内線356
不在のときは、法文学部文学科事務室(内線391)に連絡願います。
6. 宿泊、交通等
 - (1) 前日(11月19日)の宿泊も用意しています。
 - (2) 国鉄は11月からダイヤ改正になりますので、御確認下さい。
 - (3) 航空時刻表も11月分を御確認下さい。
出雲空港から一畑バスで、玉造温泉入口下車、あとタクシー会場直行
 - (4) 国鉄利用について
※玉造温泉駅に停車しない特急利用の場合の要領
A 松江駅からタクシーまたは一畑バス
バス 玉造温泉行きで玉造温泉下車(22～29分)
出雲市行きで玉造温泉入口下車(21分)あとタクシー
※ 玉造温泉駅に停車する特急・急行・普通列車利用の場合の要領
B 玉造温泉駅からタクシー、または一畑バス
バス 玉造温泉駅から玉造温泉行きで玉造温泉下車(8分)
 - (5) 玉造温泉入口下車のときは、停留所の前のガソリンスタンドでタクシーの申込みをして下さい。
7. 宿泊取り消しの扱い。
宿泊を申し込みされた方で、宿泊取り消しを、前日迄に大会事務局に知らせが無い場合には、違約金として1泊2,000円を、後日徴収いたします。

牡鹿半島漁村における 戦後の漁家経営の動向

— 宮城牡鹿群牡鹿町泊浜を事例として —

東北大学 佐藤直由
内田司

我々の報告は、宮城県の牡鹿半島の一漁村を事例に、そこにおける戦後の漁家経営の動向と「漁村社会」の変化について検討することを課題としている。以下、我々が上記の報告をする際の関心や視角について述べておくことにしたい。

その第一は、我々は、「漁村社会」の研究を農山村を含めた一連の村落社会研究の一環として行ないたいということである。このことをあらためて強調するのは、「漁村社会」の生業の基盤になつてゐる漁業の農業と比較しての特質は、漁業における生産力の発展が資本制的漁業の展開と漁業の資本主義化に対応して形成された都市的性格を色濃くもつ漁港の発展によって主導されてきたということであり、それゆえ、この「漁港漁村」こそ農村社会とは異なつた「漁業村落」の典型と見える議論が当然ありうるからである。それゆえに、まずはじめに、資本制漁業の発展の下で、農山村を含めた一連の村落社会研究の一環として「漁村社会」研究を行つといふとともに、その「漁村社会」を、我々はどうにとらえているのかというこ

三(年発行)には、我々の今回の報告対象漁村も含む宮城県牡鹿半島一帯の明治以降昭和三十年代前半までの漁業および漁村の発展に関して詳細な考察が加えられている。以下、この報告書を援用して(以下引用ページ数は略)牡鹿半島一帯の漁業および漁村の発展を略述し、合わせて上記の点に関して論じておきたい。報告書によれば、「牡鹿海域の漁業は幕末、明治初期以来もとも進歩的な役割を果たしてきたものであつて宮城県の漁業近代化の発祥地」にほかならない。この海域における資本制漁業の発展は、ひとつは、牡鹿半島の表浜で明治期まで盛んであった定置漁業を展開の機軸とし、村網としての網組による經營、すなわち「部落民の共同經營」の解体を契機とするものである。ふたつめは、同じ牡鹿半島の裏浜の江ノ島沖合から氣仙沼湾の唐桑に至る海域で盛んであったカツオ釣漁業を展開の機軸とし、カツオ船の動力化と大型化、それに伴う沿岸漁業から沖合・遠洋漁業への発展を契機として資本制漁業が発展する。これは、後には、北洋のサケ・マス漁業と南洋のマグロ專業漁業へ分化し発展していくのである。牡鹿海域における漁業の資本主義化の契機は、更に、もう一つの契機が存在する。それは、鮎川浜を拠点とし、「國家の保護政策の上に剩る外来資本」の流入を契機とする資本制的捕鯨業の発展であった。そして、以上の資本制漁業の発展過程において、牡鹿半島の村落ごとにその存在形態は異なり、複雑多岐にわたるのであるが、漁民層の賃労働資本への階級分解が急速に進展することになる。しかし、以上のように、「宮城県牡鹿海域の漁業は、この地方では資本制漁業が高度に発展したところであるにかかわらず、他面地元漁家層が膨大に蓄積され」沿岸漁村

に滞留していたのである。

資本制漁業の発展に伴う漁村の変化としては、「鰯釣漁業と加工業の結合、沿岸小生産漁業と加工業の結合」という営業形態が崩壊し、漁撈部門と加工部門が分離し、また、それに伴って、漁村から「漁港都市」が分化・分離し発展していったことが重要な変化であった。以下、長文の引用となるがこのことに関する報告書の記述を引用しておきたい。

「加工業はすでに資本制企業としての発展をとげつあった女川、石巻等の漁港都市の加工業を基盤に独立した一産業部門として成長し、それはまた漁獲物の市場を拡大する要因として作用した。

こうして漁撈部門からの加工部門の独立は動力化とともに造船、冷凍その他関連産業部門の確立と発展と共に、漁港都市形成の物質的基盤となり、他方で漁村は漁撈部門、直接的な漁業生産に専門化される結果が生まれ、かくて動力化と共に漁村と漁港都市との分離が完成される。漁村は社会的分業の上で直接的な漁業生産の部門に専業化され再編成された。

そして、資本制漁業の発展過程における船主層の「漁業資本」としての完成は同時に漁港への船主層の集中をもたらしたのである」。

次に、資本制漁業の発展にともなう牡鹿海域における沿岸漁業の変化のひとつとして、この沿岸漁業を担っている漁家層の性格変化の側面を見ておくことにしたい。この「漁民層の変化は、漁民層の前期的商人、高利貸資本からの自立化の展開を前提」に、「独立した商品生産者に成長」するという変化である。このことに関し、前述の報告書によって江ノ島の例を見てみると次のとくであった。

「既に明治期の分析で明らかにしたように交通不便で市場との直

接的な接触を遮断されていた江ノ島漁民は一般的に前期的商人、高利貸資本によって搾取されていた。大正期には『イサバ』（仲買商人）が六名居り、彼等は小生産漁民の漁獲物を買い集め、それを女川、渡波、石巻の市場に販売し、他方では漁民への買入金の支払は年一回とされ、漁民はその間米、日曜品等の生産物資をそれらの買占め商人から借りて生活すると言う関係を仲買商人との間に結んでいた。買占商人は漁民が市場条件を知らないことを利用して漁民から安く買いたたいて利益をあげ、他方では漁民への現物貸付に対する高額の利子を取り漁民を二重に搾取していた。江ノ島ではこの買占商人を『のこぎりあきない』と称していた。」

こうした事情は、たんに江ノ島だけでなく、広く牡鹿半島一帯の漁村に見られたのである。そして、「この問題は県水産課の指導の下での漁業組合による共同施設の強化、共同販売事業の開始の過程で解決がはかられ」といったのである。我々が調査対象として泊浜においても事情は同じで、昭和一年二月二十五日の泊浜漁業協同組合の設立を契機として、「前期的商人」からの漁民の独立が実現していくのであり、このことによって泊浜の漁民においても、小商品生産者としての自立的な発展の条件が整うことになったのである。

以上のような漁家層の性格変化を前提に、資本制漁業との関連についていくのである、このことによって泊浜の漁民においても、小商品生産者としての自立的な発展の条件が整うことになったのである。

おいて沿岸漁業と漁場利用秩序がどのような変化をとげたかという点について見ておくことにしよう。この点での最も重要な変化は、同じく前述の報告書によれば、底曳漁業による漁場の破壊と小型動力船の成長による「地先漁場の共同利用共同所有の共同体関係」に基づく漁場利用秩序の解体と資本制漁業の展開に対応する「自由競争」という漁場利用秩序の導入という変化である。確かに、あわ

び・たこ・わかめ等「直接に底曳漁業の影響を受けず、また資本家

的生産様式の対象」とならない魚種に関しては、「口開け、口止めの制限および漁法の制限による「地先漁場の共同利用、共同所有」という慣行が守られているかのようと思われる。しかし、ぶり・ひらめ・かれい・ねう他の魚類、さらに、鰯めろーなどの回遊魚を対象とする漁業に関しては事情は異なっている。すなわち、これらの魚種を対象とする漁業は、生産手段の所有の差によって著しい差異が生まれる条件を有しているのであるが、それは、「底曳漁業」によって漁場を破壊されその後は小型動力船の成長とともにそれによって無動力船は駆逐されること」によって現実のものとなつた。こうした動向は、「地先漁場の共同利用、共同所有の共同体的関係と著しい矛盾を生ずる結果にな（り）……漁業制度改革にとって、これららの漁業種類（浮魚）を専用漁業権から除外し、自由な操業に委ねることで一応解決とされた」のである。しかし、それは、あくまで一応の解決であって、漁民間に利害対立を招く等の大きな問題を残し、現在でもそれらの問題は解決されてはいないのである。

我々が検討の対象としようとする「漁村社会」とは、以上のような資本制漁業の発展に伴う漁業と漁村の変化を前提とした「漁村社会」である。要言すれば、それは、資本制漁業の発展過程の漁民層分解において、小商品生産者としての性格をもつものとして残った「地元漁家層」によって構成される「社会」である。同時に、それは、同じく資本制漁業の発展に伴う社会的分業の深化によって、主として、「直接的な漁業生産の部門に専業化され、再編された」ところの「漁村社会」である。

二

以上の議論を前提にすると、牡鹿半島の一漁村を事例に、そこににおける戦後の「漁村社会」の変化を検討するという我々にとって何よりも重要なことは、「漁村社会」を形成している主体である漁家層がどのような性格の漁家であるかとの検討であろう。先に、我々は、我々が研究対象とする「漁村社会」を構成する漁家層の性格を、一般的に小商品生産者として見るというようにのべた。ここでは、さらに、この小商品生産者としての漁家の存在形態の歴史的変遷を捕らえようとする際の我々の課題についてのべておくことにしたい。

我々は、戦後の漁民層分解が、資本主義経済の発展に伴う労働市場の展開の側からだけでなく、各漁家の有しているどのような要件が反映して階層分化が起こるのかまた、どのような階層分化が起こっているかを明らかにすることを課題としたい。換言すれば、漁家の側から見ると、なにゆえある漁家はこの経営形態を選択し、他の漁家はかの経営形態を選択したのか、または、選択せざるを得なかつたのかを明らかにすることを我々の主要な課題としたいということである。

我々は、その際、漁家の有している要件の中では、漁家の家族および漁民（家）間の直接的な生産協同の存在形態と各漁家の歴史といふものに着目した。というのは、我々は、漁家小生産は、農業經營が「所有」の客体的側面である土地の「所持」の規模により多く規定されるのに対し、「所有」の主体的側面である家族労働力および家族労働力を補完する漁民（家）間の直接的な協同関係の存在形態（それ自体漁家經營の存在形態によって規定される側面が強い

のではあるが）によってより多く規定されるのではないかと考えたからである。

三

最後に、我々の第二の課題である漁家経営および漁家における生活様式の変化に伴う「漁村社会」の変容過程を、漁家のどのような「生活組織」に着目して検討するのかということについてのべておくことにしたい。我々は、「漁村社会」ということについてのべておそれを一定の地域的範域を有しているという意味での地縁的契機の側面とその中における漁家相互の生産生活をも含む生活協同の内実の両側面から把握しうるものと考える。そこで、まず、我々が、村落社会という地縁とそれに媒介された「生活組織」との関連に関して念頭においていることをのべておくことにした。我々は、ここでは、「地縁関係は必ずやそれを成立させる要因によって成立する」（『日本家族制度と小作制度』より引用）ものであって、単なる地縁関係といふものはあり得ないことを主張し、村落社会という地縁関係を成立させる契機として外部的契機と内部的契機の複眼的視角の重要性を強調する有賀の立場に依拠したいと考える。ただ、有賀の場合は、内部的契機を、彼の社会的結合の民族的特質の理論とも関連して多用に使用しているが、我々は、一応、次のようにとらえておくことにした。すなわち、我々は、この内部的契機なるものを、受けして熟したことばではないが、「漁村社会」を構成している漁家の経営および生活の存在形態から出てくる生産生活をも含む「生活要求」としてとらえておくことにしたい。

以上のことと前提として、有賀は村落社会という地縁関係というものをさらにどのように見ていくかを見てみよう。有賀は、まず、

村落社会における生産生活をも含む生活協同にある一定の地域的枠組みを与える契機として、政治体制につながる「行政上の機能の運営」をあげ次のように述べる。

「聚落的家連合が一定の地域において成立するという基本的事実はこれを地区割の基本的単位となし得ることを示している。この区割は家連合の内部的な機能を生かす場合に必要なことはもちろんであるとしても、外部からの要求がこれに結びつくことが見られる。例えば行政上の機能の運営がそれであり、行政区割の最小単位となり得る」と。

このことをより明確にのべているのが竹内利美であり、主に政治体制に規制されて生ずるいわば外部的な要因にもとづく村落協同生活の基本的枠組としての村落社会を、『東北農村の社会変動』において次のように定義していた。

「『村落』社会に一義的な概念づけをおこなうこととはきわめて困難であるが、ここでは一応、それを居住（定住）関係に則して不可避的に帰属をせまられる画地的な協同生活の基礎的枠組であって、都市社会と対置される『集落』社会の一類型と解しておきたい」と。我々は、以上の定義をさらに敷衍する中で竹内が、「それは居住の近接関係を媒介として生ずるもろもろの生活協同組織の結成範囲を画する基本的な枠組として……作用する」だけでなく、「その上に運載されている諸種の生活行動組織を統合する枠づけとしても働く」とのべている点を重視したい。というのは、我々は、村落社会というとき、それは単なる画地制を意味するだけでなく、その地域内の人々の意思を統一する機構をもち、地域内の人々の合意形成をはかりうるという意味での統合機能を果たしうる社会を前提し

てあるからである。これまでの漁村に関する先行研究においては、資本主義経済の発展に伴つて漁村における「共同体」的な性格が解体消滅するにつれて、漁村内における上述した意味での統合機能もまた弱化ないしは解体・消滅するということが前提視されてきたようと思われる。しかし、我々は、今回の報告に際しては、そうした前提を一端カットにくくつて「漁村社会」の検討を行いたい。我々の調査対象とした泊浜は、牡鹿街の行政機構との関係では第二〇行政区となつてゐるが、泊浜においては、泊浜の人々がこの行政区とは区別してとらえている「区」（行政区上の居住戸すべてが必ずしもその構成戸となるわけではない）が存在し、その「区会」が泊浜の人々の意思統一の場となつてゐる。同時に、「区」内の生活共同のための仕事の実質的な担い手として「区」と密接に関係している集団として「実業団」が存在している。我々は、「漁村社会」の変化を検討するとき、まず、これら二つの「生活組織」に着目したい。

さらに、我々は、「漁村社会」にとって重要な「生活組織」として漁業協同組合をとりあげて検討することにしたい。我々が漁業協同組合をとりあげるのは、ひとつには、直接漁家經營にかかる経済的組織という意味で重要だからである。同時に、牡鹿一帯においては、従来は、「地先漁場の管理機関であった契約講」に属していた、漁家の最も重要な生産手段である地先漁場の「管理権」を有しており、それが部落内に設立されている場合は特にそうなのであるが、漁業協同組合が「漁村社会」内における漁家統合に重要な役割を果しているところに農村社会とは異なる「漁村社会」の特殊性があるからである。

以上のべてきたように、我々は、漁家經營の動向との関連で「漁

村社会」の変化を検討するとき、今回は主として、「区」、「実業団」、および漁業協同組合という「生活組織」をとりあげ、これら個々の「生活組織」の変化とともに、それら「生活組織」間の関係の変化についても検討しようと思う。

土地整理期の沖縄農村構造

— 羽地間切稻嶺村を中心にして —

春日文雄

今回の報告内容は、明治三十二年から三十六年にかけて実施された沖縄の土地整理事業を通して明治末期の沖縄の農村構造の分析に焦点をあてようとするものである。

今までもなく「土地整理」は、本土での明治初年にすでに実施された地租改正に相当し、土地所有の確定、地価、地租の決定に至る一連の過程をさすが、ここでは沖縄北部、當時羽地間切の一村稻嶺（現在名護市稻嶺地区）の土地整理前とその後との土地配分の記録（土地整理ニ関スル書類綴・琉大図書館所蔵）を利用して、整理前後の階層関係を可能な限り分析してみる。この資料は、昭和五年（沖縄）自然・文化・社会）（九学会連合沖縄調査委員会）のなかで、浮田典良教授がすでに利用されていることをあらかじめお断りしておく。

稲嶺は現在名護市一地区であるが、明治期は羽地間切の一村であり、さらに明治四十一年には羽地間切中の十七村が合併し羽地村の

一つの字となつた。稲領は、その地形からいえば後方が山、全面が日本海に面しており、山と海岸との間の平坦部が古くからの耕地であった。

明治三十六年の県統計書によれば、

戸数 九十九戸 人口 五百八十八人

田 二十五町七反 耕地計 九十七町二反

畠 七十一町五反

とされているが、この年の耕地面積は整理によって確定される前のもので、なお九十九戸の世帯の職業は定かではない。しかし、次にのべるように整理によって土地配分にあづかる戸数は八十五戸であり、その他十四戸の職業は明らかではないが、漁家の世帯であつたと考えられる。また人口についてもさらに検討されなければならぬ。

さらに、県統書の数字が間切単位で出される時期、町村単位の時期があり、その連続性が問題となる。

農業が産業の中心であった稲領において、最後の耕地の割替配分がどのように行われたのであるうか。

前記「土地整理ニ関スル書類綴」（以下綴と略す）のなかに、新配分についての原則が村人の決議としてかかげられている。その決議の項目は十四項にのぼるが、そのうちの主要項目のみを次にかかげておく。

- 一 総地数ハ一定セリ、即チ二百地ナリ
- 二 持地人各自ノ地割率ハ変更セズ男女共、同一ニ配当スル事
- 三 雇人ノ配当地ハ其雇主ニ配当シ来リシモ、今回ハ公平ナラシ

メル為本人ニ配当スル事

四 ……拾名ノ調査員ヲ選定シ、実地ノ丈量及ビ地味ノ等級ヲ註定セシメ、然ル後地人一同現地ニ臨ミ其ノ等級ニ応ジ、左記ノ叶米ヲ乗シ総地数ヲ以テ之ヲ除シ、而シテ一地ノ配当叶米高ヲ定メ地人望ニ依リ叶米高ニ相当スル土地ヲ配当スル……坪当一合五勺・畠十三等級五才と細分している。)

中略

注（表は田一～十級・畠一～十三等級に分け、叶米を水田一等級

坪当一合五勺・畠十三等級五才と細分している。）

八 地割地ハ左ノ時期ニ於テ受渡ヲナス事
田ハ明治三十三年旧六月限り

畠ハ同年八月限り
以下略

以上が新配分に先立つて村人によって協議決定された主要な事項である。

第二項から当時の家族人員が推定される。三項からは、雇人が新たに配分の対象者となり左表のように従来所持戸数七十一戸から八十五戸となる。ただし、十四戸の増加戸数のうちの三戸は分家による増である。旧新配分地地数別戸数

配分地数		(地)									
新	旧(戸)	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
		5	10	20	30	40	50	60	70	80	90
		一戸	二戸	三戸	四戸	五戸	六戸	七戸	八戸	九戸	十戸
		500	1000	1500	2000	2500	3000	3500	4000	4500	5000
		500地	1000地	1500地	2000地	2500地	3000地	3500地	4000地	4500地	5000地

右の表により配分前後の変化をみると、整理前三〇地以下が四十戸（六九%）であったものが、新配分後は七十三戸（八六%）と、

戸数、構成比とも大幅に増加している。三〇地以上は逆に減少している。

以上の変化のなかで、第一に住込み雇人であったと考えられる六戸にそれぞれ配分地〇、五地づつ分与されたが、土地は配分されたものの、その土地での独立性が問題となる。また、雇人中に旧配分地もちながらも、さらに新たに配分地が加えられ、増加している例もみられ、しかも、この農家は家族をもっていたと考えられ、戸として孤立していたと推定される。このような旧雇人層の性格がどのようなものであったかがあらためて検討されなければならない。なお、この層の新配分地は一、五地以下である。

第二に旧配地二、一、三、〇地の農家数十二戸のうち、九戸までが三、〇地の農家であったが、その九戸の配分が他の層に比べ極めて僅かな変動しか示さないという点に注意しておく必要がある。また、この層は「雇人なし」、「雇われなし」の層であった。いわば雇用関係のない中間の層でなかつたかということである。

第三に六、〇地以上の五戸はすべて雇人をもっていた農家層であり、富裕層であったとみられるが、そのうちの最高の旧所持地は一二地五分であった。この農家は新配分地六地六分と半減するが、その家族は十三人を下らないと推定される。この層のその他の各戸も一戸をのぞき八人以上の家族員をもっている。

ここであらためて、当時の沖縄生産力水準（水稻を例にとれば一〇a当一石以下の収量、投下労働五十人程度）を考慮に入れると、上層の自家労働の保有量と、その補足する下層の労働力との結びつき方がどのようなものであったかが検討されなければならないであろう。

だが、土地整理によって配分の対象となつたのは、いわゆる百姓地のみであり、すでに占有権が成立っていた仕明地のような土地があるが、その土地は配分から除外される。羽地間切の田畠の所属をかけておく。

羽地間切土地種別（明治二十七年）

百姓地		地頭地		仕明地		開墾地		計
田	畠	三郎町	吉町	七	屯町	二元町	・町	四郎町
計	三四	毛	七	三	五	四	五二	四三

（名護市史資料編一より）

右表からは百姓地は総面積九二二町の三分の一の面積としてしかあらわれていないし、稲穎が隣村真喜屋と模合仕明した土地十三町四反二十歩を村所有から個人に譲り渡したという記述が「綴」中にもみられるよう、仕明地がどのような層に占有されていたかが問題となり、地で表現された土地と仕明地持地の合計を面積で確定することはむずかしいが、上層に集中していたであろうとはいえる。なお、開墾地にも問題が残されている。羽地間切の土地整直後の明治三十七年・四十三年の農家数、田畠面積は次の通りである。

羽地間切農家数及び耕地面積

耕 地		明治三十七年		明治四十三年	
農家数	(内小作地)	田 畑	一、九四三戸	田 畑	二、一一五戸
計		五八五町	一四三町	五七六町	一四八町
一、七七〇	三八三	一、一八五	二四〇	一、一二六	三九二
		一、七〇一	五四〇	一、七〇一	五四〇

(県統計書より)

右の三十七年の田畠面積中の小作地三八二町は、土地整理直後の数字であり、大土地所持者の所有地の一部が貸出されたものであろうし、四十三年の畠の小作地の増加についてはとくに注意しておく必要がある。大所有者の土地の一部分がこのように貸出され小作地化したもののは、一方では手作地は大正期まで続いたと思われる。

大正四年

羽地村經營規模別農家数

五反未満	一、四八八戸	(七一%)
五反以上一町	二八四戸	(一三%)
一町以上二町	二三七戸	(一一%)
二町以上五町	七六戸	(四%)
五町以上	二九戸	(一%)
計	二、一〇四戸	(一〇〇%)

大正九年以降は五町以上の經營層は消滅してしまうが、それまでの間の労働力給源は土地整理当時の零細な下層農に依存していたであろう、と推定される。

だが雇用の関係がどのような社会関係で取り結ばれていたかが、ここでの問題の中心になるし、またその性格の変化がどのように展開したかが今後の問題となるが、今は最初にのべたように土地配分がどのように行われ、いかなる階層を産み出し、その階層がどのようにかかわり合いながら、当時の沖縄の社会を形成していたかに力をおく。

満州農業移民 :

戦後集団再入植開拓村における

“きずな”と農民層分解

——熊本県旭志村東陽開拓団の事例——

熊本大学 蘭 信 三

本報告は、熊本東陽開拓団を中心として、満州農業移民が戦後集団再入植した開拓村落の引揚げ後の軌跡を、「満州体験」にもとづく「きずな」と農民層分解とから考察するものである。

(1) 社会学の分析対象としての満州農業移民

従来、満州農業移民は、昭和初期の農村(問題)研究や日本帝国主義の移民地(政策)研究などの一環として、おもに歴史学の研究対象となってきた。例えば、森芳三「昭和初期の経済更生運動と満州農業移民」(村落社会研究会 第二十九回大会課題報告 一九八一年)、満州移民史研究会編『日本帝国主義下の満州移民』(龍溪書舎、一九七六年)などがその代表であろう。しかし、満州農業移民

は、昭和初期に生じた歴史上の出来事という側面だけにとどまらず、きわめて今日的課題の一つという側面ももつてゐる。それは、いわゆる「中国残留日本人孤児」の問題からも窺えるし、また、それと表裏をなす多数の満州引揚げ開拓村落の存在からもうなづけよう。満州農業移民の多くは、敗戦後に満州の開拓地から引揚げて「緊急開拓政策」のもとに、国内各地に本当の入植をしたのである。国内に再（本）入植した満州農業移民にとつても、満州は過去のものである。しかし、彼らの「満州体験」は「中国残留日本人孤児」によってのみ生き生きと浮きあがらされるだけでなく、彼ら一人一人の心の中に生きつづけており、しかも、その共有する「満州体験」は開拓村の「きずな」でもあったのだ。満州引揚げの開拓村落は、その「きずな」と入植後の本当の開拓によってつちかわれた「きずな」とによって、戦後の経済変動のなかで身を寄せ合いながら生きてきただのである。そして、経済変動のなかで農民層が分解した今日においても、彼らの中で「満州体験」はなお色あせず、その「きずな」は生き続けているのである。

(2) 分析の枠組

満州農業移民への社会学からのアプローチはいくつか考えられよう。一つは、移民の出身地に関する移民母村論の系列によるものであるうし、一つは、移民の意志決定過程に関するものであり、また、一つは、移住地へ適応、この場合は殖民としての役割・他民族との対応に関するものがある。それに、移住地からの引揚げ（一般にはUターン）後の生活に関する考察等が考えられる。本報告では、最後の側面にアプローチすることになる。

満州引揚げの開拓村落は、一般的の伝統的村落とも異なるし、一般的

開拓村落とも異なる。関清秀がつとに指摘しているように（一九六三年）、開拓村は自然村と異なり歴史的背景のない新しい集団としての側面をもつし、他方、関孝敏らも言うように集団入植の場合には母村の文化的背景や社会構造が開拓村に影響を与えていた点も見落とせない。満州引揚げの開拓団は、上の二つの側面に加え、「満州体験」という共通の体験をもつ。このような共通体験にもとづく開拓村内の「きずな」が戦後の農業状況にどのような影響をもたらしたかという側面は、満州引揚げの開拓団に固有なものである。しかも、それが分村移民という形態のものであれば、三つの側面を兼ね備えたことになる。

(3) 事例の概説

本事例の熊本東陽開拓団は、第九次（昭和十五年）の満州開拓団を母体としている。満州東陽開拓団は、分村移民が盛んな頃であったのである。そして、経済変動のなかで農民層が分解した今日においても、北滿の竜江省甘南県であった。同団は、満州において成功した（？）開拓団の一つと言われ、敗戦後もほとんど人的被害がなく引揚げてきた開拓団の一つであった。昭和二十一年に引揚げ、昭和二十二年に現在地熊本県旭志村に入植する。同開拓団は満州において六十一戸の世帯から成っていたが、そのおよそ半数が集団再入植した開拓村落である。この開拓団の特徴の一つは、きわめて信頼されたリーダーが存在したことであり、このリーダーのもとに戦後の開拓を行なつていったのである。そして、昭和四十年代まではほとんど離農者も離村者も出さないという成果を出しながらも、四十年代後半から激しい農民層の分解におそわれている。

このような事例地区において、「満州体験」にもどづく“きずな”が開拓村落の社会構造や農民分解にどのような影響を与えたかを報告したい。

タイ農村の就業構造

—中部・北部・東北部の比較を通じて—

北原淳

一、はじめに

この報告書は東南アジアの一国タイの資本主義化の中で農村がどう変わりつつあるかを、農外就労を中心とした農家の就業構造の変化に重点をおいて検討しようとするものである。その性格を従属性とするか自立的とするかはともかくとして、一九六〇年代以降の外資導入による工業化と経済開発は、首都圏のみならず中核的地方都市を含めて地域労働市場を形成しつつあり、かつてさかんだった遠隔地への出稼労働は、地方都市周辺の農村からは姿を消し、むしろ若年層の地域労働市場での恒常的就業が主流となりつつある。こうした地域労働市場の展開を一方の軸とすれば、他方の軸には家族・親族構造や農業生産力に規定された農民層分解・農民階層構成の地域的類型があり、両軸の交錯する中で農業の崩壊、農家の兼業化が進みつつあり、この点は、先進国の農村にきわめて似た状況を示しており、その差は質的なものというより量的なものとみた方が良いほどである。この報告では「地域労働市場の展開と農民層分解」と

いう高度成長後期問題意識がむしろ驚くほどに第三世界の一隅の農村にも適用できるという点が全面に出るだろう。もちろんそういう点でも、タイの場合、第三世界に特有な産業構造や都市環境に由来する雑業層の滞留（農村部を含む）、極端な農工間価格差、農業生産力の低さ、独特の社会構造と文化等々わが国の常識が通用しない特殊性もある。このような特殊性の側面はいわゆる「地域研究」でとりあげるべき課題があるので、本報告では許される限り省略したい。

小著「開発と農業—東南アジアの資本主義化」（世界思想社、一九八五年）は、いわゆる従属性理論や新植民地主義論の強調する第三世界資本主義の特殊性（従属性・危機の深化）の側面よりも、普遍性の側面に力点を置いて資本主義化の不可避性（および一定の近代化）と農業の資本主義化（＝小生産方式の破壊と再編、いわゆる「緑の革命」）について論じた。しかしその視角は資本の性格変化、つまり商業資本から（従属性）産業資本・（早期的）金融資本への転化、にともなう小農的生産様式の破壊と再編（商業的経営の深化）といった点にあり、賃労働力の折出過程についての検討がきわめて不十分であった。その後、八〇・八三年調査のバンコク周辺や遠隔へき地東北部の農村のデータの整理をし、八五年の北部チエンマイ周辺の農村の調査をしている中で、資本による労働力の吸収、農村から都市への労働力移動、など労働力を視点にすると、きわめて性格のちがう各地の農村の変化を統一的に理解できるという単純なことに思いあたった。この報告は前掲小著の未整理の論理を整序する作業の一環である（不十分ながら次にもふれた。拙稿「東南アジアの『緑の革命』と労働力・土地所有」『国際農林協力』8-2・一九八五。同「チエンマイ盆地における地域労働市場と農民層分解」

『社会学雑誌』（神戸大学社会学研究会）三号一九六八、一五三一四頁。後半予定モノグラフとしては、古屋野正伍編『東南アジア都市化の研究』アカデミア出版会一九八七年、北原淳編『タイ農村の構造と変動』勁草書房一九八七年、両書中の報告者分担執筆分がある）。データとしてはなるべく報告者自身の調査データを使いたいが、必要な限り他人のデータで補うこととする。

二、地域労働市場と農村の類型

地域労働市場の展開と農民層分解の度合いとを組みあわせると、タイの場合、おそらく次のような農村の（変化の）四大類型があるだろう。

- (一) バンコク周辺の農民層分解の進んだ全面的資本主義化的地域
(二) 地方大都市の農民層分解の進んだ部分的資本主義化地域
(三) 刈農農村部で農民層分解が進み雑業層の滞留があるが、資本主義未浸透の地域
(四) 辺境農村部で農民層分解が不十分で雑業層の滞留がなく、資本主義未浸透の地域
以上の諸類型を簡単に説明しておく。
- (一) はもちろんバンコクという突出した大都市（首座都市）の例外的な巨大労働市場にめぐまれた首都圏周辺部の農村で

あり、若年層の農外就労は第三世界の「常識」（？）とは異なり、都市商業、インフォーマルセクターよりも製造業の単純技能工の方が多い。首都圏外縁にドーナツ状に工場地帯が形成されるにつれ、都心部よりも外縁部の労働市場にこの傾向が強い。あと（三）（四）の遠隔地からの季節的労働者がむしろ底辺的商業市場を埋めているもようである。

(一) は地方大都市（といつてもバンコクの五〇〇万人と比べると一〇万人規模）、たとえばチエンマイ（北部）、コーケン（東北）、ハジャイ（南部）などの周辺農村部に典型的である。チエンマイの場合二〇一二五キロ圏農村部はミニバスの発達により通勤圏にはいっており、若年層の賃労働者化が著しく兼業農家が多い。ちなみに、都市部労働力は、就業人口一七〇〇万人中一九〇万人—一九七九年労働力調査。

(二) は農民層分解が進みながら地域労働市場にめぐまれない辺境農村であり、たとえばチエンマイ盆地の通勤圏以外の多くの村がそうである。農村商業層が滞留し、遠隔地への出稼労働が多い。

(四) は生産力が低く農民層分解は進まず農村商業層の滞留する余地さえない東北部コーター高原の農农村部に典型的で、東北部は昔から季節的出稼労働者を出しているが、最近では中部の都市、農村の資本主義化地域において不足気味の底辺労働力を供給する役割を担われている。地元には農村商業を含め農外就労の機会はきわめて乏しく、季節的出稼が唯一の現金収入源で農業は自給的である。

以上の四大類型は筆者が見聞した中の典型にすぎず実際はもっと

多様かも知れない。さらに、ひとつ地域、たとえば南北六〇キロ、東西二〇キロほどのチエンマイ盆地の中にも（一）（二）（四）の類型がチエンマイを中心山間部にむけ広がっている、とみられる。

労働市場の問題点は、首都圏・地方都市を中心とする資本主義的労働市場が、まだ部分的にしか農村の過剰労働力を吸収していない（ただし部分的には農業労働力不足地域も生じている）こと、外部依存の従属性の性格バランスが先進国投資に依存し、地方都市はバンコク投資に依存）のため脆弱で不安定さをもつこと、等である。そのため（一）（二）の周辺農村部就労者が選好する条件の良い労働市場に対してはもちろんあるが、（三）（四）など辺境の季節的出稼者がかかる底辺労働市場に対してはとくに大きな影響を与えるであろう。また階層的にみると、近年学歴に応じた職種階梯が構造化されつつあるので、下層農にしわよせがゆくことが考えられる。この夏見学した円高不況の自動車組立一企業の例では最下層の雑役工から人員整理が行われていた。

以上のように都市の作り出す地域労働市場の限界や種差的構造を年頭におく必要があるが、筆者ここ十五年間のフィールド体験からみる限り、地域労働市場の展開は確実に進んでいる。ただし最近の国際的不況や累積債務等で七〇年代のような成長テンポが望めない点は大きな不安材料である。

三、三つの村の就業構造の比較

以上の類型のうち、（一）の例としてバンコク西方六〇キロのラシーム村（一九七九、八〇、八三年調査）、（二）の例としてチエンマイ南方二〇キロのクラーン・ヌア村（一九八五年調査）、（四）の例として、東北最貧地のひとつローライエット県のノーンクン村

（一九七九、八〇、八三年調査）の調査データから就業構造に関する部分をとり出して報告することとした。

（一）と（二）のちがいは土地所有にもとづく階層性が規定的かどうかのちがいである。（一）の場合、農業経営については特定の上層農民だけが辛じて剩余を生む商業的農業を営みえており、それ以外の中・下層農は大旨剩余ゼロまたはマイナスの経営でしかなく明白な階層性が認められる。しかし農外就労については、量的にみると（たとえば一戸当たり農外就労者の数、全就労者中の農外就労者比）ほとんど階層差が認められない。ただし質的にみると、専門職・管理職・政府系企業などごく小数の安定的職種には上層農家と教員の師弟がほぼ排他的についているなど階層性も認められる。しかしその他職種では職人・製造業の部門にむしろ下層が、雑業の部門にむしろ中・上層が多い逆転現象がある（一時他出者の場合）。今後学歴化が進むと農村の階層秩序が都市流出者の職階秩序を規定する可能性が十分にありうるが、今のところランームでは農外就労に関して両者の関連性は弱い。これは首都圏労働市場の膨脹が農村における土地所有、経営収益を中心とした階層性を無視した労働力需要を生じている事態を解釈できる。なお関連していえば、すでに農村雑業層、土地無層が小作を選好せず、農外就労を選好する状況が生じている以上、寄生地主制成立の労働力的条件は失われたと思われる。農業問題も土地所有を基軸に考えることはできないだろう。

（二）のクラーンヌアの場合、折半小作の慣習があり、他方都市の労働力需要もチエンマイの通勤圏をはずれている点でまだ部分的で不安定である。この村では、商品化率、農業収益などではかられ

る商業的農業の水準の点でも、また恒常的都市労働への師弟のかかわりの点でも自作、自小作上層農（地主はない）が積極的であり、自小作下層、小作農は水準の低い商業的農業（しばしば自給的）と農村雑業に甘んじている。つまり資本主義化の成果を、都市の安定した賃労働者化を含めて、もっとも享受するのは土地もち上層農民である。この基本的理由は土地無農の重い小作料負担である。彼らは絶対的取分をふやすべく小作地を拡大し家族労働力を農業につぎ込み、農村にはりつける。その結果は生産性の低い農業経営と農村雑業の不可避的選択である。この場合寄生地主制の成立する余地があり、土地所有は階層制を根本から規定する。チエンマイが民主化時代（七三～七六年）に農民運動の一大中心地となつたのは自然である。

(四) のノーリングンの場合表情は全く異なる。生産力の低さは農民層分解をおしとどめ、農村雑業層の滞留さえ生じさせない。これまで過剰人口は新開地を求めて遠隔地に移動し枝村を作つて解消してきた。今日では六〇年代から、ごく一部の上層を除き、全階層的な季節的出稼が行われ、ほとんど唯一の現金収入源となってきた。人々の出稼地タイ湾東岸のラヨーン県クレーン郡をみると、労働市場としては地元民が嫌がり労働力不足の顕著な底辺的周辺的市場（木材運搬・サトウキビ・キャサバ畠労働）に夫婦で働き、居住地は都市の周辺の劣悪な環境にあり、学童の同伴が困難である。ほとんど非人間的環境にたえている。

以上の検討の中で未解決な点は家族周期等家族論的要因と就業構造のかかわりである。階層制と家族論的要因とくに家族周期とが関係している側面も出来れば検討してみたい。

なお報告者は今後、以上の課題の延長として、地域労働市場の重層的構造を都市コミュニティにおける移住→定着労働者に焦点をあてて検討することを調査課題としている。これは農村から都市へ流れる農民を追いかける新しい旅の始まりかも知れない。

山陰平場農村における 兼業化の進展と村落生活

—島根県斐川町の事例—

札幌学院大学　酒井恵真
北見工業大学　白樺久
北海道教育大学　小内透

一、

「高度経済成長」がわが国の農業と農村に与えた最も大きな影響は、資本による大量の農村労働力の流動化とその包摶であった。それは、農業・農村からの労働力の著しい流出であり、それに伴う農家兼業化の進展・深化を意味する。すでに一九八〇年代に入つて、八五%を越した農家の総兼業化は、単なる量的拡大にとどまらず、質的变化を伴いながら、なお深化の度合いは弱まってはいない。一方、一九七〇年に始まった減反・転作の進展・拡大は、日本の基幹作物たる米の生産構造をゆるめ、農業・農村の再編成を促し、それが脱農化・兼業化の深化に拍車をかける要因となつてゐる。私達は、こうした事態にある現代日本の農業・農村の問題は、兼業農家それ自身と農民であると同時に賃労働者たる兼業農民をそ

分析の基軸に据えて解明・検討されねばならないと考えている。しかし、こうした問題の具体的展開は全国的には不均等に展開しているとみなくてはならず、当然にも分析、解明における地域別の比較検討が必要となる。そこで、私達は、わが国農村社会を代表し、かつ伝統的構造を土台としていた稻作を対象として一連の調査研究に取組んできた。すでに、稻作北限地域の北海道美深町、出稼ぎ兼業地域の秋田県湯沢市の秋田臨海工業地帯に隣接する井川町、大型稻作経営と在宅兼業地域の新潟県西蒲原郡巻町、大都市近郊で農業生産組織化の先進地域の愛知県安城市高棚地区などを対象とする調査研究をおこなってきた。

そこで課題としたのは次のようなものがあげられる。

- (1) 農民層の労働市場への包摂過程を個々の農民の生活史（職業史—兼業史）をとりおさえるとともに、それが農家において世代的に如何に累重されてきたかを明らかにすること。また、それを通して各地の農民層にとっての労働市場のもつ意味と実態を明らかにすること。
- (2) 農民層の兼業化は、農村工業化を基本とする地域産業構造の変化とそれに伴う地域労働市場の拡大・再編によって基本的に規定されている。しかし、兼業化は機械化を初めとする農業生産力の高まりによる農業生産の営み如何が前提条件となつているのである。
- (3) 兼業化の分析はこの両者の有機的関連において解明する必要があること。
- (4) 兼業化の進展は、農民層に様々な分化をもたらし、農村社会に社会的性格を異にする住民構成をつくり、生産や生活における

る共同性に変化をもたらす。しかし、それは共同性の一方的な解体としてのみとらえるのではなく、新たな共同性の契機が、生産と生活の両側面からどのように形成されようとしているのかを探り出すこと。

(4) 以上の分析を通して二重の性格を持つ兼業農民が、農村地域社会の住民層として、また、農業生産の担い手層としていかなる主体的存在たりうるのか、兼業農民の今日における社会的性格を明らかにすること、などであった。

二

本報告は、こうした調査研究の一環としておこなわれた島根県斐川町の調査をもとに、左記に示した課題にかかるわせて分析を試みるものである。

周知の如く、山陰地域は広汎な山村部を抱えて過疎問題が地域の最大課題であるが、農業生産力の上昇において、また兼業化の進展においても、他の地域に比して停滞的かつ後発的地域であるといふ問題をもっている。事例とした斐川町はその中にあって島根県下唯一の穀倉地帯である出雲平野に位置する代表的平場水田単作地帯である。また、ここは宍道湖に流れ込む天井川の斐伊川の下流の低湿地帯に開けた新田地帯である。明治末期までは米作の他に棉作や養蚕も盛んであったが、その後大正期に最盛期をむかえ戦後の土地改良がおこなわれるまで広汎におこなわれた高畦—苜蓿栽培法による米单作が定着し、それが今日の斐川町農業の基本構造を規定している。高畦—苜蓿栽培は低湿地という土地条件のもとで、稻作生産力向上のためにおこなわれる綠肥栽培法である。これには農閑期を

利用した高畦の構築—直蓄の植付と畦崩しに多量の労働力を投入しなくてはならず、家族労働力の保有量によって耕作面積は規定された。この多労多肥を前提とする栽培法により土地生産性は著しく上昇し、稻作高位生産地域として発展した。高畦—直蓄栽培は昭和三十年代に入つて水利改良事業に伴う土地改良や機械化の進展に伴つて姿を消した。この農法に規定された経営構造（— \sim — \sim 層の分厚い存在、稻单作経営）はその後も維持され、稻作偏重ながら、比較的安定した経営が営まれていたが高度成長はそれをゆりうごかした。

「高度経済成長」期に指定をうけた『中海新産都市』域に斐川町も入つて、いたが、結局大きな企業進出はみられなかつた。しかし、松江・出雲・平田など斐川町に隣接する都市部の発達に伴う労働市場の拡大は、斐川の農民に通勤の機会を与えることになり、兼業化は昭和四〇年代に入つて急速に進んだ。斐川町自身も三〇年代の後半から若干の企業誘致を進める一方、建設業や第三次産業の中大小事業所の増加などによつて労働市場の拡大がみられた。

一方、稻作一边倒の農業構造に対し、米の「過剰」による第一次生産調整は、農家が農外所得を求めるプッシュ要因として作用し、従来までの農業生産主担当層としての一 \sim 二 \sim 層を巻込んでの兼業化が急速に展開した。しかし、兼業の恒常的就労に伴つて稻作プラス兼業の形が定着、滞留することによつて農民層の分解を促進するものではなかつた。第二次生産調整による水田利用再編（転作）対策は、稻作一边倒の構造のゆさぶりに追いうちをかけるものであつたが斐川の場合、昭和五〇年代に入つて急速に野菜・たばこなどの転作作物の導入拡大がはかられながら、農業生産構造の転換が進められている。そうした中で、農民層内部の分化が急速に進むようになら

なつた。こうした農業をめぐる変化の中で兼業の進展・深化は確実に進んだ。現在でも総人口中に占める農業就業者は六三%もありながら、昭和三〇年には七五%を占めていた農業就業者の比率は二七%に低下している。農家兼業率では、昭和三五年までは五〇%以下であったのが、昭和四〇年には八五%にはねあがり、現在では九五%—II種兼業は七三%に達している。

三

このように短期間に急速に進んだ兼業化にもかかわらず、農業生産の面では近年に至るまで比較的停滞的状態であつた斐川町の場合も、新たな実態の中で大きな変化を余儀なくされつつある。

その第一は、新たな、しかも大規模な企業進出が具体化していることである。昭和五九年に町の誘致によつて電子部品の（セラミックコンデンサー）製造工場が進出し操業を開始し、現在約一、〇〇〇人の従業員を擁している。近い将来は二、五〇〇人規模に拡大することが予定されている。また、日本の総合エレクトロニクスのトップメーカーであるF社の進出も決定しており、昭和六三年の操業開始が予定されている。これも最終的には四、〇〇〇人規模の従業員が見込まれている。これら大企業工業の相次ぐ進出は島根県では他に例を見ないものであるが、関連工場の立地による雇用需要も含めて、地域労働市場の飛躍的拡大が予想される。

第二は、水田利用再編対策による水田転作率の拡大が、従来までの稻作偏重の生産構造をつき崩すものとして具体化されつつあり、それが今後一層拡大することが予想される。稻作プラス兼業の農家に新たな農業生産上の選択を迫つている。

第三は、昭和四〇年代までに兼業を開始したいわゆる兼業一代目は、間もなく世代交代をむかえるが、これは農業生産の次の担い手層の再生産をどうするのかという問題を提起する。それは、戸別農家の後継ぎ問題にとどまらず、地域の農業生産力担当層の形成確保の問題でもある。

本報告の事例とした斐川町下地区は、町の北西部に位置し、現在五四戸（うち非農家六戸）によって構成されている町内では歴史の古い地区である。当地区は三つの部落によって構成されているが、その範囲は旧藩制村と一致する他、現在は行政的に設定された農業振興区の単位にもなっており、旧来からの村落生活の単位として機能している。

課題報告要旨

一、近世の入会林野と村落

西川善介

二、本源的土地位所有と ムラの土地利用秩序

山形大学 岩本由輝

I

分譲中の住宅団地に行くと、「〇〇〇〇氏邸建設用地」といった類の立札をよく見かける。それは宅地造成業者が売却済みの土地を示すために立てたものといってしまっては身も蓋もない。また、買い手のマイ・ホーム用地入手の欣びを表明したものといったところ

でこじつけにしかならない。

冒頭から妙な話を持ち出し：恐縮であるが、現在、あちこちでみられるこののような行為のなかに、すでにそのものとして意識されないにもかかわらず、土地所有の本源性につながるものがあるようには思われる。換言すれば、かつて人が土地を利用するとき、必ずそのことを何らかの方法で他人に表示しなければならない時代があつたのであり、また、そうすることによって、その土地の利用が社会的に承認されたのではなかろうかということである。そして、住宅団地のくだんの立札は、つい最近、新しい持主がきまたところにだけみられるのであり、昔からの持主が自分の土地にそしたことをしたりはしないというあたりにも、やはり考えてみるとべき意味がありそうである。法律的には土地移転の登記をすればすることであるが、それだけではやはり安心できないという面が無意識のうちにあり、そこにこのような行為がなされる所以があるのではなかろうか。

II

ところで、土地利用の表示は種子を蒔く、あるいは苗を植えつけるという行為によっても行われた。

私はかつて宮城県の農民運動史を手がけたことがあり、いました山形県のそれの研究を継続中であるが、一九二〇年代半ばから一九三〇年代前半にかけての小作争議において、地主による土地取上げ頻発したとき、地主の土地立入禁止の仮処分申請が出されていても、小作人が田植を終えてしまうと、その田植が適期に行われたことが立証されれば、その年の耕作権は小作人に認められるという判例がいくつもの裁判所から出されている。だから、日本農民組合・全国

農民組合など農民組合は、地主の土地取上に対抗するために、組合員を動員して係争地において共同耕作・共同田植えを実施し、当該小作人の耕作権の確保に努める戦術を採用した。ただし、そのさい、耕作権の確保とはいっても、耕耘や肥料撒布だけでは駄目で、必ず田植まで行わなければ有効ではなかつたのである。

それは民法第二四二条の、
田植まで行わなければ有効ではなかつたのである。
耕作権まで行わなければ有効ではなかつたのである。

不動産ノ所有者ハ其不動産ノ從トシテ之ニ符合シタル物ノ所有権ヲ取得ス。但權原ニ國リテ其物ヲ付属セシメタル他人ノ權利ヲ妨ケス。

四

という、いわゆる「不動産の附合」にかかわることであるが、末川博や末弘蔵太郎は一九三二年当時の判例評決において、「わが国の慣行では、播かれた種子および稻苗は、独立の物として取引されているのであるから、權原の有無に関せず、つねに附合しない」として、小作人の耕作権の確保をみとめた判例を支持した。ちなみに、ここでの權原とは、地上権・永小作権・賃借権などのように、他人の不動産に自己の物を附屬させて、その不動産を利用する権利を意味するものである。

なお、末川や末弘の判例評決にある「わが国の慣行」についてであるが、末川や末弘はその具体的なことをまったく明らかにしていない。あるいは、「わが国の慣行」という以上に説明できなかったのかも知れない。

ただし、こうした土地取上の生じた係争地は、地主小作関係が永続しているところにおいてではなく、それまでの地主が土地を転売し、それを買い取った新たに地主になった者が小作人から土地を取上げようとしている場合が多いのである。いわば土地所有が不安定

な状況に置かれているのであり、とにかく田植を終えてしまうことにとって耕作権を確保しようとする行為を通じて土地所有の本源性を解く鍵が得られるようと思えるのである。

III

第一時世界大戦後の農地改革時においても、不在地主や不耕作地主がにわかに自作農になろうとして、小作人から土地取上をしようと/orしてときや、開墾申請によって開墾された土地の名義がまま国有のままで開墾者のものになっておらない状態でやがて転売されるような事態が生じたときにも、対立する双方が係争地をとりあえず自分でのものとしようとするための手段として、とにかく田植えを終えてしまおう、種子を蒔いてしまおうということで競争した。ここにも土地所有の不安定な状況があつたから、こうしたことが起きたのである。

土地所有の不安定性というのは、もう少し普遍的にいえば、土地について特定の所有者が存在しないこと、あるいは社会的にそのよううに認知されていないことである。もし共同体的土地所有が貫徹され、毎年、土地が割替えで利用されている時代があったとすれば、作付けに先立ち、自分の利用したい土地に立札を建て耕作の意思を標示し、また、現実に種子を蒔いたり、苗を植えて、その耕作期間の専有を確実にすることがおこなわれたのではなかろうか。そして、他人のそのような意思の標示や占有を無視して、その土地を利用しようとするのは、ムラの土地利用秩序に対する侵害であり、犯罪であったのである。

日本の神話に登場する天津罪のうち、土地の占有や利用にかかわる罪とみなされる重時（シキマキ）・串刺（クシザシ）・絡繩（ア

ゼナワ）の考察を進めるこことによって土地所有の本源性に対する理解を深めることができになるのではないか。

IV

今回の報告では重時・串刺・絡縄などの語義の解釈の中世・近世・近代における変遷の中に、土地所有意識の推移をみたうえで、一世紀における東寺領伊勢国大國庄における重時をめぐっての争いとムラの対応、一五〇・六世紀の土一揆が頻発する過程でみられた莊園領主が年貢諸役の未進を続ける農民に土地や立毛に点札や神木を下すと、それらをはずして貰うまで当該農民は土地や立毛に手をつけることができなくなることの意味、一九二〇年代半ばから一九三〇年代前半にかけての小作争議においてみられた係争地での共同田植、一九五二年から五六年にかけて争われた山形の漆山飛行場跡地開墾地における山形刑務所敷地への転売をめぐる紛争の事例を挙げ、本源的土地所有のムラの土地利用秩序の問題を考え行くことにしたい。

なお、蛇足ながら、重時・串刺・絡縄などの天津罪は素戔鳴尊（スサノオノミコト）が高天原において犯し、そこから追放され、出雲国に来るきっかけとなつた罪であることを記しておく。

三、村落変貌と土地利用秩序の展開

長谷川 昭彦

この報告においては本年度共通課題「土地と村落—村落の変貌と

土地利用秩序」についての問題提起とそれについての私見とを述べみたい。そのために、まず、村研の研究会で研究されてきた問題点をあげてみたい。

(1) 共通課題「土地と村落」についての村落社会研究会での検討の経緯

昨年度は、村研の共通課題として設定された「土地と村落」の初年度であるため、「土地利用秩序と村落土地管理機能」という副題が設定された。そのテーマについて高山隆三会員から問題提起がなされている（村研研究通信一四〇号、および「村落社会研究」第二二集）。それによれば、この問題設定の意図には前年までの「農政と村落」という共通課題を受けて、「地域農業集団の育成—集団的的土地利用調整活動」という現在の国の農政の示す一つの方向性から「村落の土地管理機能」の問題とその前提としての「土地利用秩序」の問題が含まれている。そして現在の自作農主義の土地利用という点では、土地が商品でありながら資本では処理しきれない性格を持つがゆえに土地の私的所有とその社会性、・公共性との対抗関係が問題になってくる。また市民的生存権保障の基盤としての新しい土地利用秩序の形成も問題となるというのである。

その後、各地の研究会で研究発表と討論がおこなわれたが、一九八五年七月までの研究会での論点整理は高橋明善会員によつてなされている（村研研究通信一四二号）。それによつて、項目だけを箇条書き的にあげれば、次の通りである。

まず、巨視的には、土地の問題は、①私的利用と公共性との矛盾 ②人類の共有財産という点から生態系の破壊、③土地管

機能をもつムラの再評価 というような問題が指摘されている。

ついで、個別の研究報告から土地利用・管理の諸問題をまとめると、(1)辻雅男氏から出された小土地利用の問題から土地利用秩序の必要、確立、解体の問題、(2)渡辺兵力氏の村落管理領域という点から伝統的土地利用秩序の再検討の問題、(3)農地改革による自作農的的土地利用秩序と地主制下の土地利用秩序の比較検討の問題、(4)村落より上位の協同主体による土地管理、例えば高橋正郎氏の自治体農政・地域マネジメント、(5)村落の土地管理機能そのものの現況、(6)渡辺兵力氏の社会領域としての村落と地理的領域としての村落の区分から村落の領域の問題、(7)地縁から機能への村落結合の変化。以上のような問題があげられている。これ以後昨年の研究会では、岩本由輝氏からは「本源的土地位有をめぐって」と題して、耕作するという行為事態が土地所有の根元であり、かつその耕作は一戸の農家の問題でなく共同の問題、つまり村の土地は共同の権利であるという考えが提起された。

このようにして、昨年の研究大会にいたるのである。この大会での報告の論点を整理すると、次の通りである。

まず、我孫子麟氏は、土地に依拠する農業を基礎とする原生的生産力構造においては個別の経営でなしえないばあい耕地生態系からとりだしたエネルギーの補充のための地力維持、土地管理が共同体によつてなされる必要があり、これを村落の第一次的土地管理利用秩序という。さらに農耕が剩余としての富をうみだすと、階級社会を生み、地主制が成立し、第二次的な土地管理、利用秩序が発生するとする。そして、豊富な資料を駆使して地主制下の土地管理の原理が追求された。

細谷昂氏は、戦時体制下の庄内における労働力不足対策としての農地の交換分合を例にとりながら、自小作上層中層農の利益をばかりながら、国策をうけとめ、生産力前進をとげ、地主的土地位所有を制限し、やがて農地改革を準備していった、と説く。

川本彰氏は、「ムラと土地」というテーマで、軽視されがちな現代の日本において農業の重要性を改めて問い合わせしようとする村落が土地保全の重要な役割をなっていることを主張された。中田実氏は「漁場管理と漁業村落の変容」と題して志摩の漁村を事例として、土地が本質的に私的所有になじまないものであるとすれば、漁場はさらにその性格が強いという基本的視角から漁場の集団利用秩序が解体しようとして、漁村社会が変容しているなかで、全地域社会的漁場管理の共同体制の確立の必要性を述べている。

最後に、川島平一氏は「大規模借地經營の形成と村落」—石川県の現状分析」と題して、石川県の例から現在の自作農的土地位所有は農業經營のあしかせになっており、合理的土地利用は大規模借地農家の連合である生産組合の再編によって可能であるという方向性をしめた。

以上の課題報告は、細谷報告を除いて、村研年報第二二集に収録されている。このあと本年度も各地で研究会がもたれたが、その主のものを次に要約する。

相川良彦氏は集落活動の最小単位は農家であり、集落は土地連合体であり、土地関係の利害関係の調整をおこなうと考える。また、松田苑子氏は土地の利用管理体制の変化を水利組織を例にとって説明し、村落を体系と考え、農村技術の変化というイン

プラットから水利の施設や組織・活動の変化によって村仕事・無償労働の衰退を生じ、やがて農村社会の解体というアウトプットにいたると説く。

以上、「土地と村落」に関する村研の研究報告にあらわれた問題点を列挙した。このような問題点を踏まえながら、さらに今までに足りなかつた問題の解明を補充するという意味をもふくめて、以下、「村落の変貌と土地利用秩序」についての私見を述べてみたい。

(2) 人間に對する土地のもつ意味

非常に抽象化し、一般化していうならば、土地は人間存在の空間的基盤と規定できるであろう。

これをさらに進めるならば、土地はわれわれ人間を載せ、育む大地として捉えることができる。大地は、抽象的には経度と緯度で表現される測地学的土地であるが、もう少し具体化すれば、地勢・気候をもち、動植物の生息する土地であり、人間にとつて風土であり、自然環境となる土地である。これをさらに進めれば、土地は母なる大地であり、それは人間に生活資料を提供してくれる場である。

次に、土地は「くに」ないし「國土」という意味をもつ。これは人間の行動の及ぶ範囲であり、生活空間であり、領域という意味を含んでいる。この内容をさらに検討するならば、この意味での土地はある程度の全体性・包括性をもつた人間の集団の範囲と考えられるが、まず、土地は、海・山・河・湖など自然の障害によって区切られた空間であり、小宇宙である。そのような範囲はその中の人たちのあいだに共通な文化や歴史を育てた範囲であ

り、それが時代とともに拡大していく。藩制時代では現在の地方にあたる範囲であり、現在では民族の範囲へと拡大しており、さらにその民族が主権をもつと国家の領土となってくる。

以上の点をまとめるに、土地は、その人間に對する主な機能として、生活資料の供給の場としての意味と生活行動の範囲としての意味との二重の意味をもつてゐる。

村落における土地もこれら二重の意味をもつてゐる。国土の一部を区画して「むら」の土地が成立するのであるが、その土地は人々に生活の資料を提供してくれる天与の宝庫であり、仕事場でもあった。そしてこの土地は村の領域として他の村との間に境界をもち、その範囲において、ある程度封鎖された空間である。これゆえに、村は独自の土地利用体系と土地管理秩序とをもつてゐるのである。

(3) 村落の変貌過程

村落は独自の土地利用管理体系をもつていたのであるが、その体系は、常に一定であるのではなくて、時代とともに、村落の変貌とともに、変化する。ここでは、村落の変貌の過程を定式化してみたい。

そのため、「村落関係体」という概念を提起したい。この場合、「村落」は直接的接觸が可能な限定された範囲の人々の何らかの社会的統一性をもつた小地域社会と規定し、それは人間生活の基礎的な枠組と見なすことができる。さらに、「連関体」とは、外枠としての村落に對して、その内容を示す概念であつて、生活の直接的共同や機能的連関性によつて獲得された社会的統一性の性格を示すものと考へることができる。

村落連関体は、時代とともに変貌する。

第一の段階は、「村落共同体」である。その社会的統一性の基本的特徴は直接的共同であり、その単位は高度な等質性をもつた共同体を志向した非家型家族である。これは資本主義が発達していない段階の自給的経済に対応している。また、村落はかなりの封鎖性をもつ。

第二の段階は、「村落競合体」であって、その基本的単位は、まだ等質性をかなりもつて、「家」を志向する家型家族である。商品経済がある程度浸透した段階に相応し、各家族はそれぞれの家産を蓄積しようとして「家」間の競合関係が発達し、階層の分離も進んでくる。村落はその補完的な機能を果たす。村落の封鎖性はかなりくずれ、村連合としての地域組織が現れる。

第三に、「村落複合体」である。この単位は、個人を志向する家族であって、かなりの異質性をもつている。村落は、いわゆる混住社会のような異質者の地域的組織として現れる。他方、村落は、都市的中心の周辺として広域地域社会の地域体系に組み込まれる。

(4) 村落の土地利用体系の変化

上述の村落の変貌の段階に応じて土地利用体系も変化する。

1 共同体的土地利用体系

村落共同体の段階では、「自然にたいする人間の闘い」ということを基調として、人々は土地に密着し、封鎖された狭い生活圏の中に暮らすという独自な土地利用体系をもっていた。生活資源の獲得という点では、自然の波動の影響を直接に受けたゆえに、それに対応するため、開墾、備蓄そして耕地の分

散が必要であり、なによりも、共同体の成員が団結することが必要であった。土地利用に関しても村落の共同管理のシステムが必要であった。江戸時代まで土地の共同利用管理制度ともいべき割地制度が各地に存在したこと、入会林野をもつた村落が多かつたことは、このことを物語っている。

2 競合体における土地利用体系

商品経済の浸透、交通通信技術の発達とともに、人々の生活圏は拡大し、村落の封鎖性は崩れてくる。と同時に土地の私的所有制も広がってくる。特に、耕地は、中世の名主経営から近世の本百姓体制を経て自立した農民の家産としての性格を強めるとともに地主制も発展させる。戦後の農地改革を経て、自家農的土地所有制へと展開する。入会林野も明治以後個人私有の方向を辿る。

この段階になると生活の基調は、「自然との闘い」と平行して、次第に「人間の人間にに対する闘い」の色彩を強めてくる。そして、村落の基礎単位として「家」はその比重をまして、家の家産の増加をめぐる競合・競争の関係を生み出していく。しかしこの段階では農道や水利のような家農業を補完する役割を村落は担っていた。

3 複合体の段階の土地利用体系

資本主義が最高度に発展した高度成長期になると、「人間にに対する闘い」の基調はさらに進み、過疎地帯や大都市近郊におけるように村落事態が崩壊するケースを両極として村落の再編成が要求される。

工業化情報化の時代の潮流に応じて、圃場の拡大整備、道路

交通網の整備、農村工業化のための工業団地の造成、生活環境基盤設備の整備など土地利用体系は転換されなければならない。また、自然の生態系の破壊、公害の問題など土地の非適合的利用をめぐって、私的土地区画に対する公共的規制の必要性の問題が生ずるのである。もう一つの問題は村落の異質性が増加していくにつれて、異質者の複合体としての方向へ村落の新たな再編成が求められることである。

現在の日本の農村は、村落複合体の段階に入ろうとしていると思う。この故にまた、農村計画の必要性があるのである。

四、過疎山村の明暗

永田 恵十郎

△御紹介△

余田博通会員（年報編集委員）が御逝去されてからも三年近くになります。その後、関西学院大学の関係者を中心に「余田博通博士追悼論文集編集委員会」が組織され、昭和六十年十二月に追悼論文集として『村落社会——構造と変動』が刊行されて、村研年報編集委員会にも御寄賜戴きました。おくればせながらそのことと、論文集の目次を紹介させて戴きます。

- 明治前期の農村自治（余田博通）○明治中期の村（余田博通）
- 町村制成立期の漁村と村規約（後藤和夫）○明治前期におけるムラの動向（渡辺久雄）○村落社会の変化とむら規範（南 育広）

会員動向

住所変更

三 浦 俊二

宮城県泉市長命ヶ丘三一—二十一—四 コーポ佐藤二〇一
東北福祉大学

小 林 甫

小樽市最上二丁目一九一六

退会者

住 谷 一 彦（一九八五年度）

宮 良 高 弘（一九八六年十月）
死亡

野 口 武 徳

住所不明者

浅野慎一・上田一雄・大和田一絃・小松貴宏・金城一雄
高橋 満・中川勝雄・矢谷慈国・雪江美久・吉田健次

- 大和農村の変貌過程（山岡栄市）○坪と坪連合村落の構造（柿崎京一）○やきものの村、丹波立杭の変貌（竹岡敬温）○北海道移住者の家族と村落（米村昭二）○農業集落の共同体性（竹安栄子）○戦後期日本における農民支配の構造（菅野 正）○ニューファンドランド東岸のアイルランド系漁民社会（大島譲二）○近世農民の家と同族団の構造（長谷川善計）山梨県における同族神資料（服部治則）○村落の株講ノート（松本通晴）○株・株講資料（光吉利之）○漁村の親族組織の一考察（清水由文）○余田さんとわたし（領家樓）○余田博通博士略歴および研究業績。

（年報編集委員会 安原）